

契印省略

総基電第 1 1 8 号

令和 3 年 7 月 1 日

各総合通信局長 殿（無線通信部）

沖縄総合通信事務所長 殿（無線通信課）

総合通信基盤局長

実験試験局等に係る事前相談の対応について（通達）

標記について、実験試験局及び特定実験試験局（以下「実験試験局等」という。）に係るより円滑かつ迅速な開設に向けて、事前相談の総合的な窓口の設定及び対応業務を下記のとおり定めたので、よろしく取り計らわれない。

記

1 実験試験局等の事前相談に係る総合的な窓口

実験試験局等の事前相談に係る総合的な窓口は、各総合通信局にあっては、「電波利用企画課」とし、沖縄総合通信事務所にあっては、「無線通信課」とする。

2 実験試験局等の事前相談の対応業務

実験試験局等の事前相談については、次に掲げる業務を行うこととし、適切な情報提供及び助言を行うなど、より円滑かつ迅速な無線局の開設に向けて必要な支援に努めることとする。

なお、周波数等の事前調整にあたっては、関係免許課と連携を図るものとし、事前調整が整った後は速やかに関係免許課へ業務を移管するとともに、迅速な免許処理に資するよう必要に応じてフォローアップを実施すること。

ただし、申請相談者が既に各種無線局免許手続等を承知し、直接関係免許課と調整を実施するものについては、この限りでないものとする。

(1) 実験試験局等の開設に係る各種免許手続制度の説明

実験試験局等の事前相談を受けた場合は、実験試験局等ニーズを踏まえ、最適な免許手続制度の紹介を行うとともに、関係免許課と連携して免許手続に必要な申請書類などの説明を行うこと。

(2) 他の無線局の周波数の使用状況（無線局の公開情報）等の情報提供

実験試験局等の事前相談を受けた場合は、希望する周波数及び使用地域等を踏まえ、他の無線局の周波数の使用状況（無線局の公開情報）等の情報提供を行うこと。

(3) 特定実験試験局の事前相談及び要望等に対する受付及び調整等

特定実験試験局の使用可能な周波数や地域等の要望については、随時受け付けること。なお、要望を受け付けた場合においては、管内における周波数の使用の可能性を検討し、本省（電波政策課）へ報告・相談を行うこと。

3 その他

上記のほか実験試験局等の事前相談への対応業務に関して、疑義が生じる場合には、適宜、本省（電波政策課）へ相談・協議すること。

以上